

# 羽生市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

## のご案内



羽生市では、不妊検査および不育症の検査を受けた方を対象に、その検査費の一部を助成します。

### 1 対象となる方

下記の①～④の条件を満たしている方

- ①助成申請時に法律上の婚姻関係にある男女であって、双方または一方が市内に住民登録があること。
- ②検査開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④同一の不妊検査・不育症検査に対し、埼玉県内の市町村から同様の助成を受けていないこと。

### 2 対象検査



#### ○不妊検査

指定医療機関（連携した医療機関（泌尿器科）も含む。）又は助成対象医療機関で夫婦共に受けた検査で、検査開始日のどちらか早い方の日から、1年以内のもの。

#### ○不育症検査

- ①指定医療機関（連携した医療機関（泌尿器科）も含む。）又は助成対象医療機関で夫婦共に受けた検査で、検査開始日のどちらか早い方の日から、1年以内のもの。
- ②妻のみが受けた不育症検査で、検査開始日から1年以内のもの。

#### ※「指定医療機関」

特定不妊治療で知事等が指定する医療機関のことです。詳しくは、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>）をご覧ください。

#### ※「助成対象医療機関」

助成の対象となる不妊検査及び不育症検査を行う医療機関のことです。詳しくは、埼玉県のホームページ（[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/welcome\\_baby.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/welcome_baby.html)）をご覧ください。

#### ※対象となる各検査につきましては、

市ホームページ（<http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2017061600016/>）をご覧ください。

※どちらも、他の助成金を受けているものは除きます。

### 3 助成内容

ご夫婦1組につき、対象となる検査の費用に対して助成します。助成回数は、不妊検査・不育症検査ともご夫婦1組につきそれぞれ1回までです。

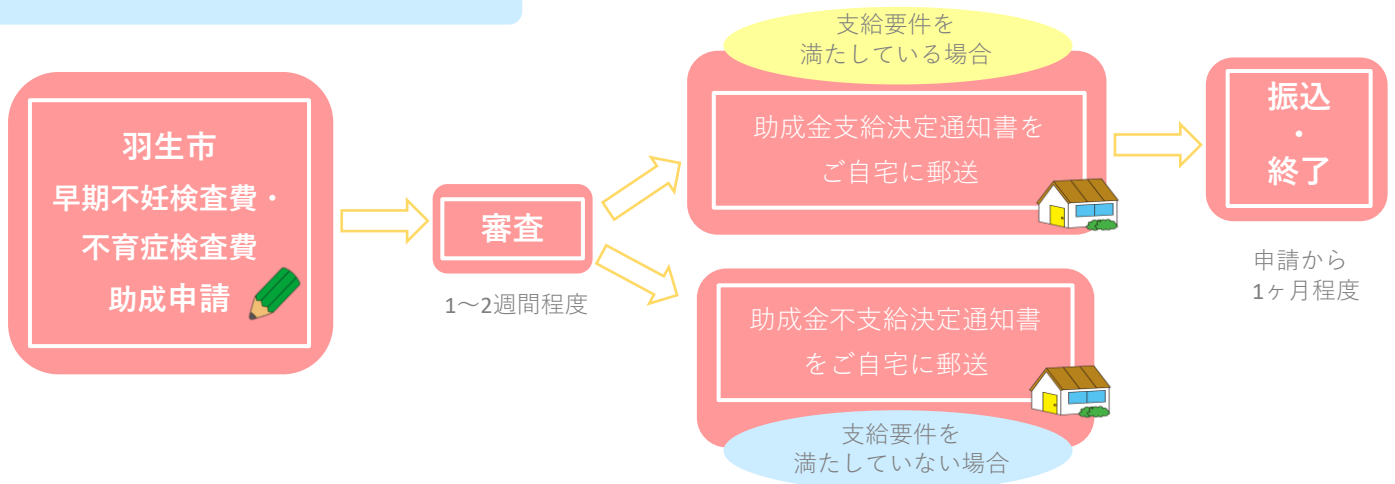
- ・検査開始時の女性の年齢が35歳未満の場合：上限3万円（千円未満切り捨て）
- ・検査開始時の女性の年齢が35歳以上43歳未満の場合：上限2万円（千円未満切り捨て）

### 4 申請期限

申請期限は、検査が終了した日を基準とします。

- ①4月1日から1月31日までの間に行った検査 ⇒ 当該年度内（3月31日まで）に助成金支給申請を行なってください。
- ②2月1日から3月31日までの間に行った検査 ⇒ 原則として当該年度内（3月31日まで）に申請を行っていただきますが、やむを得ない場合は、5月31日まで申請の受付をいたします。

## 5 申請の流れ



## 6 申請書類

### ①羽生市早期不妊検査費・不育症検査費助成金支給申請書

申請時に必要事項をご記入ください。

なお、早期不妊検査と不育症検査の申請を同時にすることは可能ですが、その際には、それぞれに対して1枚ずつ申請書をご記入ください。

### ②早期不妊検査実施証明書もしくは不育症検査実施証明書

様式を医療機関に手渡し、医療機関に記入、押印を依頼してください。

なお、医療機関によっては作成に時間を要する場合がございますので、ご確認ください。



### ③法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）

※発行から3ヶ月以内のもの

夫婦双方が羽生市に住民登録があり、かつ同一世帯で、本人の同意がある場合は提出を省略することができます。

（夫、妻のいずれかが外国人である場合もしくは夫および妻が外国人である場合は、担当課へお問い合わせください。）

### ④検査にかかった領収書の原本（原本が提出できない場合は、領収書の写し）

領収書に関する治療内容がわかるもの（請求書、明細書など）もあわせてご提出ください。また、写しを提出する場合は、原本も一緒に必ずご持参ください。

### ⑤振込みを希望する金融機関口座の通帳等のコピー

口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分（通帳表紙裏の見開き部分などカナ記載のあるもの）のコピーをご提出ください。なお、申請時に確認をするため、通帳の原本もご持参ください。

### ⑥その他

申請にお越しいただく際に、認印（シャチハタ不可）も一緒にご持参ください。

※①と②の様式は、ホームページからダウンロードするか市役所窓口でお受け取りください。

## 7 申請窓口・その他

市役所健康づくり推進課へ、上記書類をそろえて申請してください。女性職員が対応します。ご不明な点につきましては、お気軽に担当までお問い合わせください。また、検査の内容等詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ

羽生市役所 健康づくり推進課 保健係

TEL : 048-561-1121 (時間 : 平日8:30~17:15)

HP : <http://www.city.hanyu.lg.jp/>

